

第2期「福岡県文化芸術振興基本計画」(案)の概要について

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

福岡県文化芸術振興条例に基づき策定した「福岡県文化芸術振興基本計画」が、計画期間(令和3~7年度)満了となるため、これまでの取組や、社会情勢の変化等を踏まえ、新たな基本計画を策定する。

2 計画の位置付け

- ・「文化芸術基本法」第7条の2に規定する「地方文化芸術推進基本計画」
- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条に規定する「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
- ・「福岡県文化芸術振興条例」第5条に規定する「基本計画」

3 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2031)年度までの5年間
ただし、文化芸術に関する状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施

第2章 文化芸術を取り巻く状況

1 社会情勢の変化

- (1)人口減少と少子高齢化の進行
- (2)国際社会におけるSDGs(持続可能な開発目標)の動き
- (3)新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響
- (4)デジタル化の進展について

2 国の動向

- (1)「文化芸術推進基本計画(第2期)」(2023~2027年度)の策定(令和5(2023)年3月)
- (2)「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」の策定(令和5(2023)年3月)
- (3)文化振興を観光振興・地域活性化につなげる「文化観光推進法」の施行(令和2(2020)年5月)
- (4)「文化財保護法」の改正(平成30(2018)年6月、令和3(2021)年6月)
- (5)「博物館法」の改正(令和4(2022)年4月)
- (6)「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本計画」の策定(令和5(2023)年3月)
- (7)「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行委員会議』最終とりまとめ」の公表(令和7(2025)年5月)
- (8)「こども基本法」の施行(2023年4月)及び「こども大綱」の策定(令和5(2023)年12月)

3 県の主な動き

- (1)「ふくおか県民文化祭」を「ふくおか県芸術文化祭」にリニューアル(令和6(2024)年度)
- (2)「新福岡県立美術館基本計画」の策定(令和3(2021)年11月)

- (3)「福岡県文化財保護大綱」の策定(令和3(2021)年3月)
- (4)「世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群を核とした文化観光推進地域計画」の認定(令和3(2021)年5月)
- (5)「福岡県子ども読書推進計画」の改訂(令和5(2023)年12月)
- (6)「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」の策定(令和5(2023)年3月)
- (7)「第三次福岡県観光振興指針」の策定(令和6(2024)年3月)
- (8)「福岡県こども計画」の策定(令和7(2025)年3月)

4 県民の文化芸術活動等に関する実態調査

○県民を対象としたアンケート調査

令和7(2025)年4月に県内に居住する18歳以上の男女4,000人を対象に実施

<結果(一部抜粋)>

過去1年間に文化芸術を直接鑑賞した県民の割合(右図)

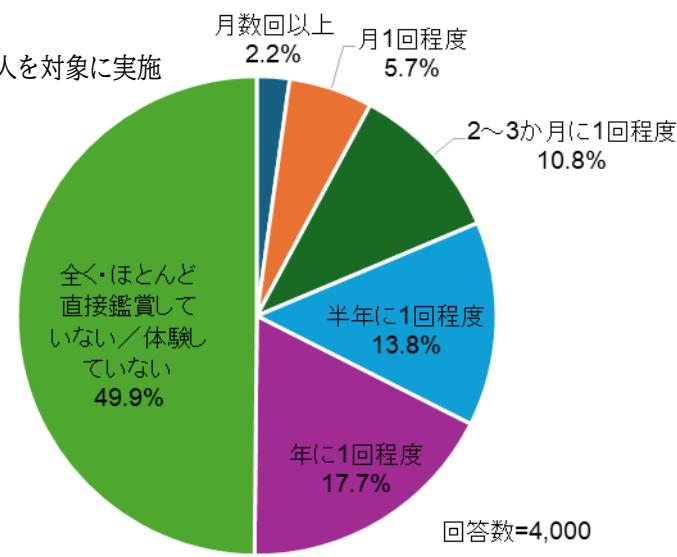
・年に1回程度以上鑑賞した県民の割合(鑑賞率)は50.2%。

文化芸術の鑑賞に関心を持つ条件(複数回答可)

1位 興味を持てるアーティストや作品に出会う:48.9%

2位 時間に余裕ができる:30.1%

3位 無料で見られるコンサートや展覧会が増える:28.6%



第3章 計画の目標と施策の体系

目指す姿

「県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現」

4つの施策の柱

«柱1» 文化芸術の振興

「新県立美術館」の開館を見据え、文化芸術の振興への県民の理解と関心をより喚起し、県民の文化芸術活動の場をさらに広げるとともに、地域の多様な人々により行われる主体的な文化芸術活動への支援、県内各地域の歴史・風土などを反映した特色ある多様な文化芸術を保護し、その発展を図る。

«柱2» 文化芸術に親しむことができる環境づくり

「福岡県アーツカウンシル(仮称)」を設立し、文化芸術を担う人材の育成や支援を行うとともに、関係機関と連携・協働しながら、県内の多様な文化芸術活動が持続的に発展する環境を醸成する。
県民がその年齢、障がいの有無や国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるインクルーシブ(社会包摂的)な環境づくりを進めることで、県民全体のウェルビーイングを向上させる。

«柱3» 障がいのある人の文化芸術活動の推進

障がいのある人の文化芸術活動を推進し、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性及び能力の発揮並びに社会参加を図ることで、誰もが多様な選択肢を持つ社会の構築につなげていく。

«柱4» 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野における施策との有機的な連携を図るとともに、本県の文化芸術の魅力を力強く発信し、文化芸術を通じた国内外の地域との交流を図る。

第4章 施策の展開

【目指す姿】	【施策の柱・施策の方向性】	【課題】	【主な施策(案)】 ※★は課題に対応する特に重要な施策
県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現	<u>1 文化芸術の振興</u> (1)芸術・芸能・生活文化等の振興 (2)伝統芸能・伝統工芸等の継承・発展 (3)文化財等の保存・活用 (4)世界文化遺産等の継承	・「新県立美術館」の開館を見据えた各種施策の実施 ・人口減少等による文化芸術の担い手の減少 ・激甚災害や生活スタイルの変化からの文化財の未来への確実な形象 ・世界文化遺産の適切な保存管理及び世界価値の発信や周遊促進	★文化芸術の拠点となる「新県立美術館」の整備を促進するとともに、開館後は多彩な文化芸術事業を実施 ★「ふくおか県芸術文化祭」を開催し、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会を提供 ○茶道、華道、書道、食文化等の生活文化の普及・継承の取組を推進 ○「大濠公園能楽堂」において「能楽入門講座」や「子ども能楽教室」を開催 ○「匠ギャラリー」や「福岡よかもんひろば」において、工芸品の常設展示や情報発信のほか展示販売等を実施 ★「九州歴史資料館」の収蔵品をデジタル・アーカイブ化及びデジタル実測機器等を導入した埋蔵文化財調査を実施 ○「九州国立博物館」や「九州歴史資料館」、「県立美術館」において、常設展や特別展を開催 ★「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(ユネスコ世界文化遺産)の保存・活用 ★「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」(ユネスコ世界文化遺産)の保存・活用
	<u>2 文化芸術に親しむことができる環境づくり</u> (1)文化芸術を育む人づくり (2)文化芸術に親しむ機会の充実 (3)文化的・歴史的景観等の保全・活用	・専門的・長期的な視点立った、若手芸術家等を育成・支援する専門機関の設立 ・文化芸術への関心十分でない県民が多いことから、県内各地域における文化芸術の鑑賞・体験の機会の地域差の解消	★文化芸術活動の担い手を育成・支援する「福岡県アーツカウンシル(仮称)」設立を検討 ★アーティスト・イン・レジデンス及び若手芸術家の国内外での活動を支援するための助成を実施 ○「アクロス福岡」において、小学生から高校生を対象とした「福岡ジュニアオーケストラ」や楽器初心者を対象とした「福岡ジュニアオーケストラアカデミー」、プロを目指す人材を育成する「アクロス福岡国際音楽セミナー」等を実施 ★公共文化施設や市町村職員を対象とした研修会「文化芸術イノベーションアカデミー」を開催 ★公立中学校の文化部活動の地域展開を図る「福岡県地域文化クラブサポートネットワーク」を運営 ○県有文化施設において、各施設の特色を活かした魅力ある公演等を開催 ★県内各地のこども食堂で文化芸術ワークショップを開催 ○「福岡県景観大会」を開催 ○重要伝統的建造物群保存地区の保存整備に対する補助を実施
	<u>3 障がいのある人の文化芸術活動の推進</u> (1)障がいのある人の文化芸術活動の促進 (2)障がいのある人の創造活動を支える体制づくり	・障がいのある人が鑑賞・創造・参加できる環境づくりとそれを支える人材の育成・確保	○「アクロス福岡」において、知的・発達障がい児(者)に向けた劇場体験プログラムを実施 ○「ももち文化センター」において、多様な背景を持つ当事者団体の芸能活動の発表の場「ピープルアートパフォーマンス」を開催 ○「ふくおか県障がい児者美術展」を開催 ○「まごころアート」を紹介する展示会を県内各地で開催 ★障がいのある人が制作したアート作品のレプリカや画像データを有料でレンタル・販売し、その料金の一部を制作者に還元する「まごころアート FUKUOKA GALLERY 事業」を着実に推進、更なる活用を促すため周知広報の充実
	<u>4 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信</u> (1)文化芸術を活用した地域活性化 (2)文化芸術を通じた国際交流の推進 (3)文化芸術の魅力の発信	・地域の伝統文化を次世代に継承 ・本県の文化芸術を活用した国際交流のさらなる推進 ・文化芸術の豊かさを活用した国内外からの観光旅客の来訪促進及びリピーターの確保や地域活性化	★伝統文化や地域資源などの魅力を活用した観光振興や地域活性化の取組を実施 ★不足する地域の伝統行事の担い手確保を全県域で支援する「地域伝統行事お助け隊」を伝統行事に派遣 ★地域と文化芸術をつなぐ専門人材を育成し、地域の文化資源を活用した新たな価値創造を目指す取組を支援 ★アーティスト・イン・レジデンスの実施によるアーティストと地域の交流等による、文化芸術を基幹とした地域活性化 ○海外福岡県人会の子弟や青年リーダーを本県に招へいし、日本文化の体験や県内小学生との交流事業等を実施 ★展覧会やイベント、ウェブサイトやSNSを通じ、世界遺産の価値等を国内外に発信し、来訪を促進 ○県内の総領事等を対象に、観光や産業を紹介するツアーを開催 ○県庁内の「福岡よかもんひろば、けんちゅう Food Marche」や九州国立博物館等に伝統工芸品をはじめとした県産品 PR コーナーを設置

第5章 推進体制

1 推進体制

- ・市町村をはじめ、国、文化芸術団体、教育機関、企業など、多様な関係者との緊密な連携推進
- ・府内関係部局による連絡会議を活用した総合的、計画的な施策の推進
- ・「福岡県アーツカウンシル(仮称)」の設立に向けた検討と設立後の関係機関と連携・協力しながら、県内の多様な文化芸術活動の活性化を図る

2 進行管理

- ・毎年度、事業の進捗状況・成果・課題を確認し、PDCA サイクルによる管理を実施
- ・併せて、その内容を福岡県文化芸術振興審議会に報告し、意見聴取